

## 旭川市こんにちは赤ちゃんステーション事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、民間施設や公共施設において授乳及びオムツ替えの場等を提供することで、子どもを生き育てやすい環境を充実することを目的とする旭川市こんにちは赤ちゃんステーション事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事業を利用できる者)

第2条 事業を利用できる者（以下「利用者」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第1号に規定する乳児及び同項第2号に規定する幼児のうち授乳（ミルクを与えることを含む。）又はオムツ替えを必要とする者及びその同伴者とする。

### (事業の内容)

第3条 事業は、次の各号に掲げる事項について、当該事項の区分に応じ当該各号に掲げるところにより提供するものとする。

#### (1) 授乳の場

ア 隔壁又はパーテーション等で仕切られたスペース等利用者が外部の目を気にせず授乳ができる場所であること。

イ 使用する場所は、衛生面に配慮し、定期的に清掃を行うこと。

#### (2) オムツ替えの場

ア オムツ替えが容易にできるよう、ベビーベッド、ベビーシート等が設けられている場所であること。

イ 使用する場所は、衛生面に配慮し、定期的に清掃を行うこと。

ウ 手洗い用の洗面台、消毒液等の設備があること。

#### (3) ミルク用お湯

沸騰後、70℃以上に保ったものを提供すること。

### (赤ちゃんステーションの登録申し込み)

第4条 事業を実施しようとするものは、登録申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

### (赤ちゃんステーションの登録等)

第5条 市長は、前項の規定による申込書を受理したときは、審査を行い決定するものとする。

2 市長は、赤ちゃんステーションとして登録したときは、赤ちゃんステーション表示ステッカー（様式第2号）を交付する。

3 登録することができる施設は、旭川市内に所在する店舗又は施設であつて、第3条各

号に掲げる事項のいずれかを提供できるものとする。

4 登録された施設（以下「登録施設」という。）は、市のホームページ等に掲載するものとする。

5 登録された内容に変更があった場合又は登録を廃止する場合は、内容変更・廃止届書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（事業の実施の日及び時間）

第6条 事業の実施の日及び時間は、登録施設ごとに登録申込書に記載された日及び時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、登録施設の管理者の判断で、臨時に事業を実施しないことができる。

（表示）

第7条 登録施設は、第5条第2項の規定により交付を受けた赤ちゃんステーション表示ステッカーを利用者の見やすい場所に掲示するものとする。

2 その他掲示物等の掲示及び管理は、登録施設の管理者が行うものとする。

（利用者が遵守すべき事項）

第8条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 登録施設の管理者の指示に従うこと。

(2) 赤ちゃんステーションの利用の際は、係員等の承諾を得ること。ただし、当該赤ちゃんステーションの登録施設の管理者が、承諾を不要とする場合を除く。

(3) 赤ちゃんステーションの利用の際に出た使用済みオムツは、利用者が持ち帰ること。ただし、当該赤ちゃんステーションにおいて、あらかじめ使用済みオムツのためのごみ箱等を設置してある場合を除く。

（利用の制限）

第9条 利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、赤ちゃんステーションを利用することができない。

(1) 登録施設の安全性の確保及び適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められるとき。

(2) 前条各号に掲げる事項を守らないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、登録施設の管理上の支障があるとき。

（事業の確認）

第10条 市長は、登録施設に対して、事業の進捗状況について確認を求めることができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。